

## (様式4)

## 平成26年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎町文化センター等社会教育施設 (藤崎町文化センター・藤崎公民館・ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢・常盤ふるさと資料館あすか)
指定管理者名	特定非営利活動法人藤崎町文化協会
指定期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日(2年目)
施設所管課	藤崎町教育委員会生涯学習課

## 1 施設の概要

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

設置年月	藤崎町文化センター：平成8年1月 藤崎公民館：平成17年3月	根拠条例等	藤崎町文化センター条例 藤崎公民館条例
設置目的	「藤崎町文化センター」 町民の芸術文化の振興を図り、教養を高め、もって福祉の増進に寄与する。 「藤崎公民館」 社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づく。		
施設内容	ホール・楽屋・会議室・実習創作室・多目的ホール・研修室・和室		
利用料金	<p>①各室利用料(電気・冷暖房使用料含む)※1時間単位(準備・片づけ含む)</p> <p>○ホール：7,000円 ○楽屋1：200円 ○楽屋2：200円 ○会議室：610円 ○実習創作室：820円 ○多目的ホール ふじの間：1,020円 ○多目的ホール 王林の間：610円 ○多目的ホール つがるの間：610円 ○研修室：400円 ○和室 桜の間：200円 ○和室 桐の間：400円 ○和室 楓の間：400円</p> <p>(注)ホールの附属設備及び機器類の使用料は別途かかる。</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		

開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌日は除く） (2) 毎月第3日曜日 (3) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (4) 前項(1)及び(2)が国民の祝日にあたる時は、その翌日
開館時間	午前9時から午後10時まで

（ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢）

設置年月	ふれあいずーむ館：平成11年3月 藤崎町図書館大夢：平成11年3月	根拠条例等	ふれあいずーむ館条例 藤崎町図書館条例
設置目的	<p>「ふれあいずーむ館」 町民の生涯学習の推進及び社会教育の振興を図り、町民の自由な利用に供し、もって福祉の増進に寄与する。</p> <p>「藤崎町図書館大夢」 藤崎町は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、町民の自由で公平な利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の社会教育の向上に資する。</p>		
施設内容	ふれあいひろば・展示ホール・集会室・視聴覚室・研修室・調理室		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）※1時間単位（準備・片づけ含む）</p> <p>○ふれあいひろば 水仙の間：1,040円 ○ふれあいひろば 秋桜の間：1,040円 ○ふれあいひろば 鈴蘭の間：1,040円 ○展示ホール：1,050円 ○集会室：620円 ○視聴覚室：620円 ○研修室 紫陽花の間：200円 ○研修室 向日葵の間：200円 ○調理室：290円</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌日は除く） (2) 毎月第3日曜日 (3) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (4) 前項(1)及び(2)が国民の祝日にあたる時は、その翌日 (5) 館内整理日（毎月末日及び多量の図書を受け入れた日及びその翌日等）		
開館時間	ふれあいずーむ館：午前9時から午後10時まで 藤崎町図書館大夢：午前9時から午後5時まで		

(常盤ふるさと資料館あすか)

設置年月	平成8年11月	根拠条例等	常盤ふるさと資料館あすか 条例
設置目的	町民の芸術文化活動の推進及び藤崎町の文化の発展に資する。		
施設内容	展示室・廊下（展示ギャラリー）		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）</p> <p>○展示室            午前9:00～12:00：4,800円            午後12:00～16:30：6,400円            全日9:00～16:30：11,200円            16時30分以降1時間につき：1,500円</p> <p>○廊下（展示ギャラリー）            午前9:00～12:00：1,200円            午後12:00～16:30：1,600円            全日9:00～16:30：2,800円            16時30分以降1時間につき：400円</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割            ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割            ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割            ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割            ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注)            (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。            (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日 (3) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）		
開館時間	午前9時から午後4時30分まで		

## 2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設・設備の維持管理、施設使用許可・利用料金の收受
企画運営業務	社会教育事業の企画運営

## 3 利用状況

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

### (1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年度(A)	3,781	971	2,814	3,040	3,024	2,320	5,887	3,708	2,917	2,354	2,942	2,466	36,224
平成25年度(B)	2,662	2,879	2,177	4,604	2,730	3,173	4,045	3,455	2,463	2,082	3,188	2,316	35,774
(A)/(B)	142.0%	33.7%	129.3%	66.0%	110.8%	73.1%	145.5%	107.3%	118.4%	113.1%	92.3%	106.5%	101.3%
増減要因等													

## (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年度(A)	334	69	362	116	242	388	646	425	238	222	120	69	3,231
平成25年度(B)	282	228	401	154	108	189	352	351	311	199	90	50	2,715
(A)/(B)	118.4%	30.3%	90.3%	75.3%	224.1%	205.3%	183.5%	121.1%	76.5%	111.6%	133.3%	138.0%	119.0%
増減要因等													

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

## (1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年度(A)	2,814	1,702	3,664	2,013	2,352	2,502	936	1,362	6,178	3,337	1,659	3,293	31,812
平成25年度(B)	2,417	2,328	2,936	4,604	3,571	2,791	2,023	2,949	3,413	4,616	2,650	4,300	38,598
(A)/(B)	116.4%	73.1%	124.8%	43.7%	65.9%	89.6%	46.3%	46.2%	181.0%	72.3%	62.6%	76.6%	82.4%
増減要因等													

## (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年度(A)	173	47	73	88	79	103	21	121	143	39	116	132	1,135
平成25年度(B)	170	233	349	247	119	172	207	202	221	268	159	333	2,680
(A)/(B)	101.8%	20.2%	20.9%	35.6%	66.4%	59.9%	10.1%	59.9%	64.7%	14.6%	73.0%	39.6%	42.4%
増減要因等													

(常盤ふるさと資料館あすか)

## (1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年度(A)	29	354	326	735	1,150	923	561	2	122	1	118	436	4,757
平成25年度(B)	30	504	1,101	741	819	293	675	214	163	108	406	438	5,492
(A)/(B)	96.7%	70.2%	29.6%	99.2%	140.4%	315.0%	83.1%	0.9%	74.8%	0.9%	29.1%	99.5%	86.6%
増減要因等													

## (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年度(A)	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
平成25年度(B)	113	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	116
(A)/(B)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%
増減要因等													

#### 4 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)	1 指定管理料のみ		
	○	2 指定管理料+利用料金収入	
		3 利用料金収入のみ	
収入科目	金額(千円)	支出科目	金額(千円)
指定管理料	68,390	維持管理費	27,243
利用料金	4,558	事業費	48,001
その他	5,773	その他	0
合計 (①)	78,721	合計 (②)	75,244
		収支差額(①-②)	3,477

#### 5 利用者満足度状況(アンケート調査、苦情要望等)

意見等の内容	対応実績等
「藤崎町文化センター」 多目的ホールのイスの汚れがひどく座りたくない。	清掃はしているが、汚れが染みついてとれず、やや状態のいいものを選び使用している。
「藤崎町図書館」 図書館以外に図書返却ボックスの設置希望。(例えば、藤崎地区だとイオン周辺とか、常盤地区だと常盤ふるさと資料館あすかや駅等)	常盤地区は、常盤ふるさと資料館あすかの窓口で対応している。今後は文化センターでも返却できるようにしたい。
「藤崎町図書館」 インターネット検索コーナー設置希望	過去にふれあいずむ館側に設置していたが、トラブルが多くセキュリティ上の問題で撤去。現在は図書館窓口で調べたいことなどがあれば対応している。
「藤崎町図書館」 図書館の時間延長希望。	図書館はふれあいずむ館と併設となっており、施設の催し内容により駐車場や出入口、共有スペースが完全貸切状態となってしまう、図書館来館者が出入りしにくい状態となる。特に通夜・葬式利用時には来場・退館しにくい状態となり苦情もある。冬場は開催時間も早まりご不便をかけることが多い。このような点から時間の延長が難しい。 現在は、夏場の7月毎週水曜日に1時間延長や夜のイベント開催時には3時間の延長をしている。
「常盤ふるさと資料館あすか」 場所の案内が分かりづらい。国道、バイパス沿いに看板の設置。	駅に配布用の地図設置。ホームページの活用、看板に関しては、検討中。
「常盤ふるさと資料館あすか」 お茶を飲めるスペース等が欲しい。	イス、テーブル等は設置している。自販機等については検討中。

6 評価結果

評価項目 (評価の視点)	指定管理者	町所管課	
	自己評価	評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	B	B	
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	B	B	
3. 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	B	
4. 緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	B	B	
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	B	B	
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	B	B	
7. 個人情報の保護	A	A	
全体評価	B	B	

【評価基準】

A（優）：適正であり、優れた実績をあげている  
 C（可）：概ね適正であるが、一部改善を要する

B（良）：適正である  
 D（否）：改善や更なる取組が必要